自動車税申告書（報告書）の記入例

〈管轄入、県内移転・変更の場合〉

（R7.9～）緑色の様式から変更となりました！

・この申告書（報告書）は複写式ですが、機械で直接読み取りしますので、黒のボールペンで正しく記入してください。
・また、用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。
・自動車検査証等の内容をもとに正確に記入してください。
・□欄の記入は、枠から文字がはみださないよう記入例にならって記入してください。
〈記入例〉 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
・誤って記入したときは ═══ で消して、その上に正しい文字を記入してください。　例：B

左の該当する番号を記入してください。
・所有者移転を伴う場合は「３」です。（管轄入の場合を含みます。）
・所有者を変更しない管轄入は「４」です。
・「７：変更」の場合は（　）内の該当項目を○で囲んでください。

管轄入及び富山ナンバーの番号変更をする場合は、旧の登録番号をこちらに記入し、税の申告時には左の「登録番号」欄は空欄としてください。**登録終了後に新しい登録番号を記入して再提出してください。**

左の該当する番号を記入してください。

本日の日付（手続する日）を記入してください。

右の該当する番号を記入してください。

初度登録の年月を記入してください。

左の該当する番号を記入してください。

車検証（記録事項）に記載のとおり、転記してください。

（　）内は変更前の車検証（記録事項）の定置場所について、記入してください。

左の該当する番号を記入してください。

持参された方の氏名、住所、電話番号を記入してください。

ひらがなで記入してください。

県外住所の場合は、県名から記入してください。

棟番号、室番号まで正確に記入してください。

右の該当する番号を記入してください。

納税義務者と所有者、使用者が同一である場合は、□欄にチェックしてください。（所有者、使用者の住所氏名の記入を省略することができます。）

旧の所有者を記入してください。

旧の使用者を記入してください。

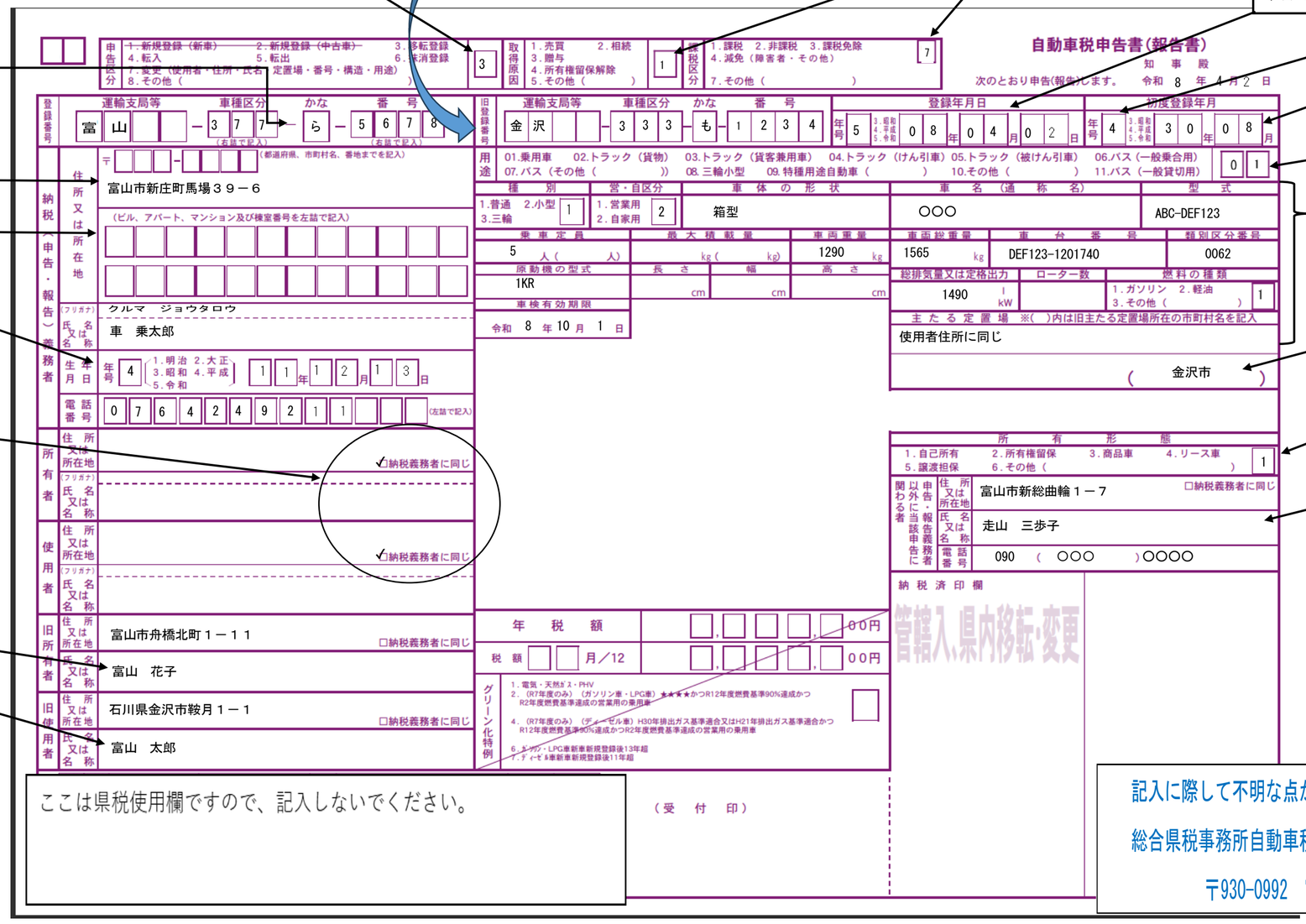

ここは県税使用欄ですので、記入しないでください。

記入に際して不明な点がありましたら
総合県税事務所自動車税センターへお問い合わせください。
〒930-0992　富山市新庄町馬場39-6　☎076(424)9211

※その他、申告書裏面の記載要領もご覧ください。